

図書文化財課

議案第113号

港区立図書館条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

港区立台場区民センターの事業として運営している台場区民センター図書室を新たに図書館法に基づく図書館として設置するに当たり、必要な事項を定めるため、港区立図書館条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 名称及び位置 (第2条)

ア 名称 港区立台場図書館

イ 位置 東京都港区台場一丁目5番1号

(2) 休館日及び開館時間 (第4条及び第5条)

ア 休館日

(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(イ) 特別整理期間 (年1回10日以内で、港区教育委員会が定める期間)

イ 開館時間

午前9時から午後8時まで

3 施行期日

港区教育委員会規則で定める日 (令和6年4月1日予定)

港区立図書館条例新旧対照表

改正案	現行														
<p>(前略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="646 268 849 1064"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港区立みなと図書館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>港南図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港区立台場図書館</td> <td>東京都港区台場一丁目五番一号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第四条 館の休館日(港区立台場図書館については、第二号に掲げる日を除く。)は、次のとおりとする。ただし、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更し、又</p>	名称	位置	港区立みなと図書館	(略)	港南図書館		港区立台場図書館	東京都港区台場一丁目五番一号	<p>(前略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="705 1164 849 1960"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港区立みなと図書館</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>港南図書館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第四条 館の休館日は次のとおりとする。ただし、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p>	名称	位置	港区立みなと図書館	(略)	港南図書館	
名称	位置														
港区立みなと図書館	(略)														
港南図書館															
港区立台場図書館	東京都港区台場一丁目五番一号														
名称	位置														
港区立みなと図書館	(略)														
港南図書館															

<p>は臨時に休館することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第五条 館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、港区立台場図書館以外の館の日曜日、祝日法に定める休日（一月一日を除く。）及び十二月二十八日の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第五条 館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、日曜日、祝日法に定める休日（一月一日を除く。）及び十二月二十八日は、午前九時から午後五時までとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後略)</p>
--	--